

国総建第314号
国総建整第306号
平成23年3月25日

財団法人建設業振興基金理事長殿

国土交通省総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事に係る
地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震等の被災地における建設企業は、長年にわたる建設投資の大幅な減少に加え、地震の影響により、極めて厳しい状況にある。今後、年度末や決算期を控え資金需要が高まるなか、被災地における建設企業の資金調達の一層の円滑化を図ることが重要である。

このため、当分の間、東北地方太平洋沖地震等により工事目的物等に損害が発生した工事において、損害合計額のうち発注者負担分の金額（概算額を含む。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至った場合、元請建設企業は、当該発注者負担分の金額に係る元請建設企業の債権を担保として、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）による融資を受けることができることとし、別添のとおり、関係者あてに通知したところである。

については、貴法人におかれては、下記のとおり、本制度の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、債権譲渡先に対し適切な指導・周知をお願いする。

なお、東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事その他の工事に係る支払の迅速化について、別添のとおり、国土交通省各地方整備局等及び各都道府県・政令指定都市あてに通知したところであるので、参考まで併せて送付する。

記

1. 事務処理の円滑化

今般の東北地方太平洋沖地震等による被害の甚大さにかんがみ、工事目的物等に

損害が発生した工事に係る事務処理については、可能な限り迅速かつ柔軟に対応すること。

2. 債権譲渡先に対する助言、指導等

- (1) 本制度に係る事務の取扱いについては、この通知の定めるものによるほか、「地域建設業経営強化融資制度等について」(平成20年10月17日付け国総建整第158号)等に基づき適切に対処すること。
- (2) (1)により適切に対処できない等の特段の事情がある場合、債権譲渡先に対し必要な助言、指導等を行うとともに、必要に応じて、国土交通省と協議すること。

3. 下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱い

損害発生工事に係る下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱いについても、本制度と同様に発注者負担額に係る融資を受けることができることとしたので、その手続についても、この通知に準じて適切に対処すること。

【別添 1】

国官会第2629号

国地契第54号

国官技第381号

国営計第121号

国北予第42号

平成23年3月25日

別紙あて

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

国土交通省北海道局予算課長

東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した直轄工事に係る
地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震等の被災地における建設企業は、長年にわたる建設投資の大幅な減少に加え、地震の影響により、極めて厳しい状況にある。今後、年度末や決算期を控え資金需要が高まるなか、被災地における建設企業の資金調達の一層の円滑化を図ることが重要である。

このため、東北地方太平洋沖地震等により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済

みの工事材料若しくは建設機械器具（以下「工事目的物等」という。）に損害が発生した工事（以下「損害発生工事」という。）において、損害合計額（工事目的物等に係る損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額をいう。）のうち発注者負担分に係る金額（以下「発注者負担額」という。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至った場合、元請建設企業は、発注者負担額に係る元請建設企業の債権を担保として、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）による融資を受けることができることとされた。また、発注者負担額の算定に時間を要する場合、発注者負担額のうち、発注者が速やかに確定できる部分に係る金額（以下「概算発注者負担額」という。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至ったときにも本制度を活用できることとされた。これを受け、当分の間、東北地方太平洋沖地震等により被災した工事に係る本制度の取扱いを下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう取り計らわれない。

記

1. 譲渡対象債権等

(1) 譲渡対象債権等

譲渡対象債権は、損害発生工事に係る工事請負代金債権及び発注者負担額に係る債権とし、これらを同時に、同一の債権譲渡先に譲渡するものとする。なお、損害発生工事に係る工事請負代金債権について、工事目的物等に損害が発生した時点以前に発注者の承諾を得て譲渡している場合（以下「既に工事請負代金債権を譲渡している場合」という。）については、発注者負担額に係る債権を、損害発生工事に係る工事請負代金債権と同一の債権譲渡先に譲渡するものとする。

(2) 債権譲渡の手続

元請建設企業は、工事請負契約書第29条第1項に基づき不可抗力による損害の状況を発注者に通知した場合において、発注者が同条第2項に基づく損害の状況に係る確認の結果を速やかに受注者に通知することができるときは2. に掲げる手続により、それ以外のときは3. に掲げる手続により、債権譲渡を行うものとする。

2. 発注者負担額に基づく場合の手続等

(1) 発注者負担額の通知

元請建設企業が工事請負契約書第29条第1項に基づき不可抗力による損害の状況を発注者に通知した場合において、発注者が同条第2項に基づく確認の結果を元請建設企業に通知する際には、別添1に準じた書面を2部作成の上、1部を元請建設企業に交付するものとする。

(2) 債権譲渡の承諾

元請建設企業は、(1)により発注者から交付を受けた書面の写しを債権譲渡先に

提出した後、譲渡対象債権（既に工事請負代金債権を譲渡している場合にあっては、発注者負担額に係る債権）について、発注者から債権譲渡の承諾を得るものとする。

3. 概算発注者負担額に基づく場合の手続等

(1) 概算発注者負担額の通知の教示

元請建設企業が工事請負契約書第29条第1項に基づき不可抗力による損害の状況を発注者に通知したときは、発注者は、当該元請建設企業に対し、概算発注者負担額の通知を求めることができる旨教示するものとする。

(2) 概算発注者負担額の通知

発注者は、(1)により概算発注者負担額の通知を元請建設企業から求められたときは、別添2に準じた書面を2部作成の上、1部を元請建設企業に交付するものとする。

(3) 債権譲渡の承諾

元請建設企業は、(2)により発注者から交付を受けた書面の写しを債権譲渡先に提出した後、譲渡対象債権（既に工事請負代金債権を譲渡している場合にあっては、発注者負担額に係る債権）について、発注者から債権譲渡の承諾を得るものとする。この場合において、債権譲渡契約証書には概算発注者負担額を明記するとともに、「なお、発注者負担額の確定に伴い概算発注者負担額との差額が発生する場合には、当該差額に係る金額についても債権譲渡の対象に含まれるものとする。」旨を記載することにより、発注者は発注者負担額について債権譲渡を承諾する趣旨であることを明らかにすること。

(4) 発注者負担額の確定

発注者は、(2)による書面を元請建設企業に交付した後、発注者負担額が確定し、工事請負契約書第29条第2項に基づく確認の結果を元請建設企業に通知する際には、別添1に準じた書面を2部作成の上、1部を元請建設企業に交付するものとし、元請建設企業は、当該書面の写しを債権譲渡先に速やかに提出するものとする。

4. 留意事項

(1) 事務処理の円滑化

今般の東北地方太平洋沖地震等による被害の甚大さにかんがみ、損害発生工事に係る事務処理については、可能な限り迅速かつ柔軟に対応されたい。

(2) 本制度に係るその他の取扱い

この通知に定めるもののほか、本制度の運用については、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）等に基づき、適切に対処されたい。なお、債権譲渡

承諾依頼書等の様式については、「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）の様式に発注者負担額又は概算発注者負担額について適宜追記して使用すること。

(3) 下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱い

損害発生工事に係る下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱いについても、本制度と同様に発注者負担額に係る融資を受けることができることとされたので、その際の手続についても、この通知に準じて、適切に対処されたい。

(別添1)

不可抗力による損害の状況について

(発注者負担額を通知する場合に使用する)

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

4. 請負代金額 ¥

平成 年 月 日付 支出負担行為担当官 ○○地方整備局長 ○○ ○○
(以下「発注者」という。)と △△株式会社 代表取締役 △△ - (以下「受注者」
という。)とが工事請負契約を締結し施工中の上記工事について、工事請負契約書第 29 条
に基づき、不可抗力による損害について調査確認をした結果、下記事項について合意した
ので、その証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

記

- により生じた被害における工事請負契約書第 29 条の損害額について、その
金額は
¥ - とする。
- 損害額のうち受注者が負担する金額は¥ - とし、
発注者が負担する金額は、¥ - とする。
- 発注者は、前項の発注者が負担する損害額及びそれに相当する消費税を含めた金
額について受注者より請求があったときは、速やかに支払うものとする。

平成 年 月 日

発注者 支出負担行為担当官
○○地方整備局長 ○○ ○○ ㊟

受注者 △△株式会社
代表取締役 △△ △△ ㊟

(別添2)

不可抗力による損害の状況について

(概算発注者負担額を通知する場合に使用する)

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

4. 請負代金額 ¥

平成 年 月 日付 支出負担行為担当官 ○○地方整備局長 ○○ ○○
(以下「発注者」という。)と △△株式会社 代表取締役 △△ - (以下「受注者」
という。)とが工事請負契約を締結し施工中の上記工事について、工事請負契約書第 29 条
に基づき、不可抗力による損害について調査確認をした結果、下記事項について合意した
ので、その証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

記

1. □□により生じた被害における工事請負契約書第 29 条の損害額について、その
金額は
¥ - とする。

1. 損害額のうち受注者が負担する概算金額は¥ - とし、
発注者が負担する概算金額は、¥ - とする。

1. 発注者は、発注者負担額の確定額を受注者に通知後、発注者が負担する損害額及
びそれに相当する消費税を含めた金額について受注者より請求があったときは、
速やかに支払うものとする。

平成 年 月 日

発注者 支出負担行為担当官
○○地方整備局長 ○○ ○○ ㊟

受注者 △△株式会社
代表取締役 △△ △△ ㊟

(別 紙)

大臣官房会計課長

自動車交通局長

航空局長

海上保安庁次長

運輸安全委員会事務局長

国土技術政策総合研究所副所長

沖縄総合事務局総務部長

東北運輸局長

関東運輸局長

近畿運輸局長

中国運輸局長

九州運輸局長

北海道開発局長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

東京航空局長

海上保安大学校長

第一管区海上保安本部長

第三管区海上保安本部長

第五管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

第九管区海上保安本部長

第十一管区海上保安本部長

気象衛星センター所長

仙台管区气象台長

大阪管区气象台長

沖縄气象台長

大臣官房官庁営繕部長

港湾局長

気象庁総務部長

海難審判所長

北海道運輸局長

北陸信越運輸局長

中部運輸局長

神戸運輸監理部長

四国運輸局長

東北地方整備局副局長

関東地方整備局副局長

北陸地方整備局次長

中部地方整備局副局長

近畿地方整備局副局長

中国地方整備局副局長

四国地方整備局次長

九州地方整備局副局長

大阪航空局長

海上保安学校長

第二管区海上保安本部長

第四管区海上保安本部長

第六管区海上保安本部長

第八管区海上保安本部長

第十管区海上保安本部長

気象研究所長

札幌管区气象台長

東京管区气象台長

福岡管区气象台長

【別添2】

国総建第313号

国総建整第305号

平成23年3月25日

各都道府県主管部局長 殿

各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事に係る
地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震等の被災地における建設企業は、長年にわたる建設投資の大幅な減少に加え、地震の影響により、極めて厳しい状況にあります。今後、年度末や決算期を控え資金需要が高まるなか、被災地における建設企業の資金調達の一層の円滑化を図ることが重要です。

このため、東北地方太平洋沖地震等により工事目的物等に損害が発生した工事において、損害合計額のうち発注者負担分の金額（概算額を含む。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至った場合、元請建設企業は、当該発注者負担分の金額に係る元請建設企業の債権を担保として、当分の間、下記のとおり、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度による融資を受けることができることとしたところです。

つきましては、貴都道府県におかれては、被災地における建設企業の資金調達の一層の円滑化を図る観点から、地域建設業経営強化融資制度のより一層の活用をお願いします。なお、国土交通省直轄工事においても、同様に措置することとし、別添のとおり、関係者あてに通知したところですので、念のため申し添えます。

貴都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、管内の市区町村、業界団体等に対しても、この旨周知徹底をお願いします。

記

1. 内容

東北地方太平洋沖地震等により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下「工事目的物等」という。）に損害が発生した工事（以下「損害発生工事」という。）において、損害合計額（工事目的物等に係る損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額をいう。）のうち発注者負担分に係る金額（以下「発注者負担額」という。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至った場合、元請建設企業は、発注者負担額に係る元請建設企業の債権を担保として、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）による融資を受けることができることとする。また、発注者負担額の算定に時間を要する場合、発注者負担額のうち、発注者が速やかに確定できる部分に係る金額（以下「概算発注者負担額」という。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至ったときにも本制度を活用できることとする。

2. 譲渡対象債権等

(1) 譲渡対象債権等

譲渡対象債権は、損害発生工事に係る工事請負代金債権及び発注者負担額に係る債権とし、これらを同時に、同一の債権譲渡先に譲渡するものとする。なお、損害発生工事に係る工事請負代金債権について、工事目的物等に損害が発生した時点以前に発注者の承諾を得て譲渡している場合（以下「既に工事請負代金債権を譲渡している場合」という。）については、発注者負担額に係る債権を、損害発生工事に係る工事請負代金債権と同一の債権譲渡先に譲渡するものとする。

(2) 債権譲渡の手続

元請建設企業は、工事請負契約書（公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）に従い作成された契約書である場合を想定する。以下同じ。）第29条第1項に基づき不可抗力による損害の状況を発注者に通知した場合において、発注者が同条第2項に基づく損害の状況に係る確認の結果を速やかに受注者に通知することができるときは3.に掲げる手続により、それ以外のときは4.に掲げる手続により、債権譲渡を行うものとする。

3. 発注者負担額に基づく場合の手続等

(1) 発注者負担額の通知

元請建設企業が工事請負契約書第29条第1項に基づき不可抗力による損害の状況を発注者に通知した場合において、発注者が同条第2項に基づく確認の結果を元請建設企業に通知する際には、別添1に準じた書面を2部作成の上、1部を元請建設企業に交付するものとする。

(2) 債権譲渡の承諾

元請建設企業は、(1)により発注者から交付を受けた書面の写しを債権譲渡先に提出した後、譲渡対象債権（既に工事請負代金債権を譲渡している場合にあっては、発注者負担額に係る債権）について、発注者から債権譲渡の承諾を得るものとする。

4. 概算発注者負担額に基づく場合の手続等

(1) 概算発注者負担額の通知の教示

元請建設企業が工事請負契約書第29条第1項に基づき不可抗力による損害の状況を発注者に通知したときは、発注者は、当該元請建設企業に対し、概算発注者負担額の通知を求めることができる旨教示するものとする。

(2) 概算発注者負担額の通知

発注者は、(1)により概算発注者負担額の通知を元請建設企業から求められたときは、別添2に準じた書面を2部作成の上、1部を元請建設企業に交付するものとする。

(3) 債権譲渡の承諾

元請建設企業は、(2)により発注者から交付を受けた書面の写しを債権譲渡先に提出した後、譲渡対象債権（既に工事請負代金債権を譲渡している場合にあっては、発注者負担額に係る債権）について、発注者から債権譲渡の承諾を得るものとする。この場合において、債権譲渡契約証書には概算発注者負担額を明記するとともに、「なお、発注者負担額の確定に伴い概算発注者負担額との差額が発生する場合には、当該差額に係る金額についても債権譲渡の対象に含まれるものとする。」旨を記載することにより、発注者は発注者負担額について債権譲渡を承諾する趣旨であることを明らかにすること。

(4) 発注者負担額の確定

発注者は、(2)による書面を元請建設企業に交付した後、発注者負担額が確定し、工事請負契約書第29条第2項に基づく確認の結果を元請建設企業に通知する際には、別添1に準じた書面を2部作成の上、1部を元請建設企業に交付するものとし、元請建設企業は、当該書面の写しを債権譲渡先に速やかに提出するものとする。

5. その他

(1) 損害発生工事に係る発注者による支払等

発注者負担額の確定など損害発生工事に係る発注者による支払等については、工事請負契約書第29条に基づくこととなるが、先般、東北地方太平洋沖地震等に係る

取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事その他の工事に係る支払の迅速化について（要請）」（平成 23 年 3 月 18 日付け国総入企第 25 号、国総建整第 297 号）により通知したところであり、本制度に係る事務の取扱いに当たっての参考とされたい。

(2) 事務処理の円滑化

今般の東北地方太平洋沖地震等による被害の甚大さにかんがみ、損害発生工事に係る事務処理については、可能な限り迅速かつ柔軟に対応されたい。

(3) 本制度に係るその他の取扱い

この通知に定めもののほか、本制度の運用については、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日国総建第 197 号、国総建整第 154 号）等に基づき、適切に対処されたい。なお、債権譲渡承諾依頼書等の様式については、同通知の様式に発注者負担額又は概算発注者負担額について適宜追記して使用すること。

(4) 下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱い

損害発生工事に係る下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱いについても、本制度と同様に発注者負担額に係る融資を受けることができることとしたので、その手続についても、この通知に準じて、適切に対処されたい。

(別添1)

不可抗力による損害の状況について

(発注者負担額を通知する場合に使用する)

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

4. 請負代金額 ¥

平成 年 月 日付 支出負担行為担当官 ○○長 ○○ ○○ (以下「発注者」という。)と △△株式会社 代表取締役 △△ - (以下「受注者」という。)とが工事請負契約を締結し施工中の上記工事について、工事請負契約書第 29 条に基づき、不可抗力による損害について調査確認をした結果、下記事項について合意したので、その証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

記

- により生じた被害における工事請負契約書第 29 条の損害額について、その金額は ¥ - とする。
- 損害額のうち受注者が負担する金額は ¥ - とし、発注者が負担する金額は、¥ - とする。
- 発注者は、前項の発注者が負担する損害額及びそれに相当する消費税を含めた金額について受注者より請求があったときは、速やかに支払うものとする。

平成 年 月 日

発注者 支出負担行為担当官
○○長 ○○ ○○ ㊟

受注者 △△株式会社
代表取締役 △△ △△ ㊟

(別添2)

不可抗力による損害の状況について

(概算発注者負担額を通知する場合に使用する)

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
4. 請負代金額 ¥

平成 年 月 日付 支出負担行為担当官 ○○長 ○○ ○○ (以下「発注者」という。)と △△株式会社 代表取締役 △△ - (以下「受注者」という。)とが工事請負契約を締結し施工中の上記工事について、工事請負契約書第 29 条に基づき、不可抗力による損害について調査確認をした結果、下記事項について合意したので、その証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

記

1. □□により生じた被害における工事請負契約書第 29 条の損害額について、その金額は
¥ - とする。
1. 損害額のうち受注者が負担する概算金額は¥ - とし、
発注者が負担する概算金額は、¥ - とする。
1. 発注者は、発注者負担額の確定額を受注者に通知後、発注者が負担する損害額及びそれに相当する消費税を含めた金額について受注者より請求があったときは、速やかに支払うものとする。

平成 年 月 日

発注者 支出負担行為担当官
○○長 ○○ ○○ ㊟

受注者 △△株式会社
代表取締役 △△ △△ ㊟

【別添3】

事務連絡
平成23年3月15日

各地方整備局総務部 契約管理官 殿
 企画部 総括工事検査官 殿
 工事品質調整官 殿
北海道開発局事業振興部
 工事管理課 工事評価管理官 殿
 工事契約管理官 殿
沖縄総合事務局開発建設部
 主任工事検査官 殿

大臣官房地方課
 公共工事契約指導室長
大臣官房技術調査課
 建設システム管理企画室長
北海道局予算課
 経理指導官

東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における
出来高等の確認及び支払いの取り扱いについて

東北地方太平洋沖地震により被災した施工中の直轄工事・業務（営繕工事、港湾工事及び空港工事を除く）については、出来高に対する支払い、不可抗力による損害の確認・支払い、及び災害復旧事業等に関する手続が必要である。

これらの対応を行うには、被災前の出来高等の確認が必要であるため、出来高等の確認及び支払いについては以下のように取り扱うこととする。

なお、本取り扱いは東北地方太平洋沖地震による被災という特殊なものであることから、出来高等の確認や支払いにおいて疑義などが生じた場合、本省と必要に応じ相談等を行い円滑な執行に努められたい。

記

1. 被災前の出来高の確認

東北地方太平洋沖地震による被災前の工事の出来高の確認については、受注者から提出される被災前の工事出来形内訳書と実施工程表付き工事履行報告書により確認できることとする。

また、被災前の業務の出来高の確認については、業務計画書・履行状況等

の資料により確認できることとする。

2. 不可抗力による損害の確認

工事請負契約書の第29条に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、施工計画書・実施工程表・損害の状況写真により確認できることとする。

業務においても、土木設計業務等委託契約書の第29条に基づき対応するものとし、損害の状況の確認については、業務計画書・履行状況等の資料により確認できることとする。

3. 被災した工事等に係わる本年度の支払いについて

東北地方太平洋沖地震により被災した工事、被災は受けなかったが地震により受注者が影響を受けたため年度内に完成する見込みがなくなった工事に係る本年度の支払い方法は、以下を基本とし、1)については発注者と受注者とが協議により決定することとする。

1) 年度内に完成する見込みがなくなった工事

① 本年度の出来高分については本年度において支払い、残りを繰り越す場合

- ・ 東北地方太平洋沖地震により、年度内に完成する見込みがなくなった工事のうち、中間前金払以外（前金払又は出来高部分払方式）の工事については、発注者と受注者とが協議により、部分払の回数を変更し、上記1及び2と品質が確認できる既存資料等に基づいて支払いを行うとともに、残りについては翌年度の完成した時点で支払いを行うこととする。
- ・ 中間前金払の工事については、「中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例について」（昭和48年3月22日付け建設省会発第1279号）による支払いを行うこととする。
- ・ 国債工事についても上記と同様に取り扱うこととする。

② 発注者と受注者とが協議により全てを繰り越す場合

- ・ 翌年度の完成した時点で支払いを行うこととする。

2) 年度内に完成する工事

東北地方太平洋沖地震により被災したが年度内に完成する工事については、工事請負契約書第32条による支払いを行うこととする。

【別添 4】

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 18 日

東北地方整備局総務部 契 約 管 理 官 殿
企画部 総括工事検査官 殿
工事品質調整官 殿

大臣官房地方課
公共工事契約指導室長
大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における
出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱いについて

東北地方太平洋沖地震により被災した施工中の直轄工事・業務（営繕工事、
港湾工事及び空港工事を除く）に対する出来高等の確認及び支払いの取り扱い
については、「東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における
出来高等の確認及び支払いの取り扱いについて」（平成 23 年 3 月 15 日事務
連絡 以下、「事務連絡」という。）により、効率的な執行が図れることとした
ところである。

しかしながら、事務連絡で求めている資料が津波による流出等で消失し、か
つその復元が不可能な場合、又は福島第一・第二原子力発電所の立入禁止区域
内に受注者の現場の事務所があるため事務連絡で求めている資料の確保が不可
能な場合については、事務連絡で示した方法による出来高確認ができないため、
受発注者の協議により、下記の方法による出来高確認もできることとする。

なお、今回の事務連絡も先の事務連絡同様、特殊なものであることから、出
来高確認について疑義などが生じた場合、本省と必要に応じ相談等を行い円滑
な執行に努められたい。

記

1. 出来高確認の資料作成が不可能な理由の確認

受注者は、事務連絡で求めている資料の作成が不可能な理由を記載した文
書（様式自由）を作成し、発注者に提出すること。

発注者は、当該理由が①事務連絡で求めている資料が津波による流出等で

消失し、かつその復元が不可能な場合、又は、②福島第一・第二原子力発電所の立入禁止区域内に受注者の現場の事務所があるため事務連絡で求めている資料の確保が不可能な場合のいずれかに該当することを確認すること。

2. 出来高確認の方法

1) 工事出来形内訳書の作成・提出について

受注者は、発注者が貸与する設計図書の数値総括表を基に工事出来形内訳書を作成し、発注者に提出すること。

2) 発注者による工事出来形内訳書の確認について

受注者が実施工程表付き工事履行報告書の作成が不可能なことから、発注者は施工プロセスのチェックリストや臨場により確認・把握した施工状況などから出来形を確認して構わないこととする。

なお、受注者は実施工程表付き工事履行報告書の提出は不用とするが、発注者が工事出来形内訳書を確認するための参考となる資料がある場合、受注者は発注者に資料を提出すること。

3. 不可抗力による損害の確認

本事務連絡で対象となる工事等の多くは、工作物の損害状況の確認が不可能な場合が想定されるため、そのような場合の不可抗力による損害の確認については、当該工事等を再開する際に、取り扱いを決定することとされたい。

【別添5】

国総入企第25号

国総建整第297号

平成23年3月18日

各都道府県主管部局長 殿

各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事その他の工事に係る
支払の迅速化について（要請）

今般の東北地方太平洋沖地震等の被災地における建設企業は、長年にわたる建設投資の大幅な減少に加え、今般の地震による影響もあって、極めて厳しい状況にあります。特に、年度末や決算期を控え資金需要が高まるなか、今般の地震により被災した施工中の工事、被災した工事以外で今般の地震に関して中止命令を受けた工事等についての支出が行われないこととなれば、企業の活動にも大きな影響を与え、災害応急復旧等に支障を与えるおそれもあります。

つきましては、貴都道府県及び貴都道府県管内の市町村が発注した工事で東北地方太平洋沖地震等により被災したもののその他の工事に係る支払等に関し、次のとおり御配慮いただけるようよろしく申し上げます。

また、調査、設計、測量等の業務についても、同様の取扱いがなされるようあわせて申し上げます。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

I. 今般の地震により被災した施工中の工事**1. 被災前の出来高による支払**

今般の地震により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下「工事目的物等」という。）に損害が生じた工事について、各地方公共団体の実情も踏まえつつ、契約約款に定める部分払の回数を変更するなどして、被災前の出来高に応じた支払をできる限り年度内に行う検討をお願いします。

被災前の出来高は、履行報告関係書類（工事出来高内訳書及び実施工程表等を含む。）や工事写真等、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書などの記録と、品質が確認できる既存資料等により確認することができます。

なお、国土交通省直轄工事においても、別添通知のとおり、被災した工事等について本年度の出来高を本年度に支払うこととしていますので、検討の参考としてください。

2. 被災前の出来高による支払が困難な場合の扱い**（1）被災後の出来高及び損害合計額の支払等**

1. による支払が困難である場合には、契約約款に定める部分払の回数を変更するなどして、被災後の工事の現況における出来高に応じた部分払と、損害合計額（工事目的物等に係る損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額をいう。以下同じ。）のうち発注者負担分の支払を速やかに、できる限り年度内に行うよう御配慮をお願いします。

これらの支払を速やかに行うことが困難である場合には、当面、受注者が（3）の地域建設業経営強化融資制度による融資を受けることができるようにするため、損害合計額のうち発注者負担分の予定額（（2）②による概算額でも可。）が記載された書面を速やかに、できる限り年度内に受注者に交付していただくよう御配慮をお願いします。

（2）損害合計額の算定手続等の迅速化

（1）による支払や書面交付を速やかに行うためには、出来高の額や損害合計額の算定を速やかに行う必要があります。

- ① 公共工事の請負契約については、これまでも公共工事標準請負契約約款の活用をお願いしますが、今般の地震により、工事目的物の引渡し前に工事目的物等に損害が生じた場合には、同約款第29条の趣旨を踏まえ、受注者からの通知を受け、

【別添5】

直ちに状況確認を行うとともに、被災後の出来高の額及び損害合計額のうち発注者負担分を速やかに確定するようお願いします。

② ①による額の確定を速やかに行うことが困難な場合には、概算額を速やかに算定するようお願いします。

③ 被災前の工事の出来高、被災後の工事の現況における出来高及び損害合計額（これらの概算額を含む。）は、以下の方法により確認又は算出をすることができます。

1) 被災前の工事の出来高

履行報告関係書類（工事出来高内訳書及び実施工程表等を含む。）や工事写真等、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書などの記録と、品質が確認できる既存資料等に基づく方法（再掲）

2) 被災後の工事の現況における出来高の確認

施工計画書、実施工程表、損害の状況写真等と、品質が確認できる既存資料等に基づく方法

3) 損害合計額の算出

1) により確認した被災前の工事の出来高及び2) により確認した被災後の工事の現況における出来高に基づく方法

（3）損害合計額に係る受注者の債権の譲渡承諾

損害合計額（概算額を含む。）のうち発注者負担分について受注者との間で合意に至った場合で、発注者から直ぐに支払を行うことが困難な事情があるときは、当該発注者負担分に係る受注者の債権を譲渡担保にして、受注者が事業協同組合等から地域建設業経営強化融資制度による融資を受けることができることとしたので、当該債権に係る譲渡承諾の申請があったときは、承諾手続の迅速化が図られるよう御配慮をお願いします。

II. 被災した工事以外の工事に係る支払

1. 被災していない施工中の工事に係る支払

今般の地震により受注者が影響を受けたため当面の完成が困難となった工事や、今般の地震に伴い工事中止命令を受けて施工を中断した工事についても、契約約款に定

める部分払の回数を変更するなどして、出来高に応じた部分払を速やかに、できる限り年度内に行うよう御配慮をお願いします。

2. 完成工事に係る支払

今般の地震の被災地における完成した工事であって、完成検査が未了のものについては、完成検査及び代金支払の手続を速やかに、できる限り年度内に行うよう御配慮をお願いします。

Ⅲ. 必要書類の確認手続の弾力化

今般の地震により甚大な被害を受けた地域の建設企業においては、出来高の確認や支払に必要な書類を整えることが著しく困難な場合があります。

このため、受注者から相談があり、特段の事情が認められる場合には、可能な範囲で必要書類の提出を求めるとともに、事情聴取を行い、これらによって必要事項が確認されたと認めるときは、当分の間、適切な記録を残した上で、Ⅰ又はⅡによる出来高に応じた支払若しくは書面交付を行うよう御配慮をお願いします。

例えば、通常の確認手続によることができない場合に、次のような取扱をすることが考えられます。なお、国土交通省直轄工事においては、別添通知の取扱を実施することとしています。

- ・受注者が保有すべき必要書類（数量総括表など）が今般の地震により滅失し、又は福島第一・第二原子力発電所の立入禁止区域内に現場事務所があるため必要書類の確保が不可能となっている場合において、発注者が当該書類の副本、写し等を保有しているときは、これらの写しを受注者に交付して、出来高の確認や支払に必要な書類（工事出来形内訳書、実施工程表付き工事履行報告書など）を作成・提出させる。
- ・発注者（監督職員等）が確認手続を行うために必要な書類が作成・提出されない場合に、発注者の施工プロセスのチェックリストや臨場により確認・把握した施工状況などから出来形を確認する。 等

（参考）

- ・「東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における出来高等の確認及び支払いの取り扱いについて」（別添－1）
- ・「東北地方太平洋沖地震により被災した直轄工事・業務における出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱いについて」（別添－2）